



2020年6月17日

各 位

会社名 株式会社 松 風
 代表者名 代表取締役社長 根来 紀行
 社長執行役員
 (コード番号 7979 東証第1部)
 問合せ先 総務部長 岩崎 滋文
 (TEL 075-561-1914)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2020年6月17日開催の当社取締役会において、過去に株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）として発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

過去に発行した当社の株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）は、取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員及び従業員（嘱託を除く）のいずれの地位をも喪失した日から一定期間内での行使を条件としておりましたが、導入の目的に照らせば、取締役又は執行役員のいずれの地位をも喪失した日から一定期間内での行使を条件とすることが適当であるため、変更を行うものであります。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 2011年6月28日開催の取締役会決議により発行された第1回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (2) 2012年6月27日開催の取締役会決議により発行された第2回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (3) 2013年6月26日開催の取締役会決議により発行された第3回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (4) 2014年6月26日開催の取締役会決議により発行された第4回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (5) 2015年6月25日開催の取締役会決議により発行された第5回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (6) 2016年6月28日開催の取締役会決議により発行された第6回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (7) 2017年6月27日開催の取締役会決議により発行された第7回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）
- (8) 2018年6月26日開催の取締役会決議により発行された第8回新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）

3. 変更の内容

(1) 上記2. 記載の(1)から(4)までの新株予約権の変更の内容

(下線は変更部分であります)

変更前	変更後
<p>2. 新株予約権の発行要領</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、<u>取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員及び従業員（嘱託を除く）</u>のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>	<p>2. 新株予約権の発行要領</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、<u>取締役及び執行役員</u>のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下、省略)</p>

(2) 上記 2. 記載の(5)から(8)までの新株予約権の変更の内容

(下線は変更部分であります)

変更前	変更後
<p>2. 新株予約権の発行要領 (8) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、<u>取締役については取締役の地位を、執行役員については執行役員の地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</u></p> <p>(以下、省略)</p>	<p>2. 新株予約権の発行要領 (8) 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、<u>取締役及び執行役員</u>のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>(以下、省略)</p>

4. 変更日

2020年6月24日

以上